明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○厚生労働省令第百七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条及び第百十条並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第一号及び第三号、第七項並びに第八項並びに第十五条第一項、第三項及び第四項において適用する国民年金法第百九条の二第八項並びに独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「第九十条の三第一項又は」を「第九十条の三第一項、」に改め、「若しくは第二項」の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。）附則第十四条第一項」を加える。

第七十三条の三第二項第三号ニ中「又は第二項」を「若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改める。

第七十三条の四（見出しを含む。）中「第十四条の十六第八号」を「第十四条の十六第九号」に改める。

第七十六条中「若しくは第二項」の下に「若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」を加える。

第七十七条の二（見出しを含む。）中「並びに」を「、」に改め、「第二項第一号」の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号」を加える。

第七十七条の五の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、「第二項」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「附則第十九条第一項又は第二項」を「附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に、「同条第一項又は第二項」を「平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改め、同項第四号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改め、同条第二項第四号ロ中「第三号」の下に「若しくは第二項第三号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号」を加え、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「若しくは平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号若しくは第二号に係る部分を除く。）又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第一号若しくは第二号に係る部分を除く。）」を加え、「附則第十九条第一項の」を「附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の」に改める。

第七十七条の五の二の見出し中「附則第十九条の二第一項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項」を加え、同条中「附則第十九条の二第一項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項」を加え、「又は第二号（」を「若しくは第二号（」に改め、「同じ。）」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「又は第二号の」を「若しくは第二号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号の」に改める。

第七十七条の五の三第一項中「附則第十九条の二第一項に規定する」を「附則第十九条の二第一項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項に規定する」に、「の規定により平成十六年改正法附則第十九条第二項の規定による申請（以下「納付猶予申請」という。）」を「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項の規定により納付猶予申請（平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「附則第十九条の二第一項」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項」を加える。

第七十七条の五の四中「附則第十九条の二第一項」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項」を加える。

第七十七条の七の見出し及び各号列記以外の部分中「並びに平成十六年改正法」を「、平成十六年改正法」に改め、「及び第二項第三号」の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号」を加え、同条第一号及び第二号中「第二項」の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」を加える。

第七十七条の八第一項中「附則第十九条第三項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第二項」を加え、同条第三項中「及び第二項」を「若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改める。

第七十八条の二第二号中「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。）」を「平成二十六年年金事業運営改善法」に改める。

第八十五条の二第二項に次の一号を加える。

五　平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）又は第三号

第八十五条の三第一項の表の上欄中「又は同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）」を「若しくは同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）」に改める。

第百十三条の二第一項中「附則第十条第九項」の下に「又は第十四条第七項」を加え、同項第二号中「附則第十条第八項」の下に「又は第十四条第六項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第六項の規定において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による権限を自ら行うこととした場合における当該権限

第百十三条の二第二項中「附則第十条第十項」の下に「又は第十四条第八項」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第三号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「又は」を「、」に改め、「第二項」の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項」を加える。

（厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「附則第十九条第二項各号」の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項各号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にされたこの省令による改正前の国民年金法施行規則第七十七条の五第三項の規定による申出については、この省令による改正後の同項の規定による申出とみなす。

発行所　〒一〇五―八四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）